

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



## AUTOMOTORES TOYOTA COLOMBIA SAS

### ビジネス透明性及び企業論理プログラム Business Transparency and Ethics Program (BTEP)

1. はじめに .....	2
2. 一般目的.....	3
3. 具体目的.....	3
4. BTEP 作成手順 .....	3
5. 計画及び承認.....	3
6. 国際贈賄リスクの特定、診断、評価 .....	4
7. 国際贈賄リスク防止のための方針 .....	4
8. ATC メンバーの責任と役割 .....	5
9. 国際贈賄リスク管理および監督手順 .....	7
10. 警告のサイン .....	10
11. コンプライアンス監査.....	11
12. 制裁体制 .....	11
13. レビュー、フォローアップ及びモニタリング .....	12
14. アーカイブおよび保存手順 .....	12
15. BTEP の翻訳 .....	12
16. その他のポリシーと手順.....	12
17. 関連文書 .....	13
18. 添付物 .....	14
19. 文書変更管理 .....	17

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



## 1. はじめに

米州機構による 1997 年米州腐敗防止条約、2005 年腐敗の防止に関する国際連合条約(UNCAC)、および経済協力開発機構による 2012 年国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、2016 年法律第 1778 号第 23 条および第 4.1 項、企業監督庁発行 2021 年通達 100-000011 号(CE11)に基づき、以下を満たす企業は監督対象である：

- (i) 前年 12 月 31 日時点で、直接、仲介者、請負業者、または従属会社または支店を通じて、公法または私法上の外国の自然人または法人と、法定最低賃金月額 (SMMLV) の 100 倍以上 (個別または共同で) の国際ビジネスまたは取引を行っており、
- (ii) 前年 12 月 31 日時点で、総所得または総資産が 30,000 法定最低賃金月額 (SMMLV) 以上である場合、CE11 の第 5 条の規定に従って BTEP を採用する必要がある。

前述の条件を満たす監督対象企業を、国際贈賄リスク (TB リスク) を特定し、評価を行う義務のある企業とみなす。

同様に、ATC は国家機関と契約を結ばないため、「作為または不作為により、行政の目的が転用される、もしくは公共資産が私的的利益のために影響を受ける可能性がある」と理解される汚職リスク評価は ATC には適用されず、この BTEP には含まない。この状況が変化した場合、または C/TB リスクレベルが変化するか変化する可能性がある ATC 活動に変更が生じた場合、または 2 年毎に本 BTEP の更新を行うものとする。

一方、CE11 では国際賄賂のリスクを次のように定義する。

「法人が直接的または間接的に、外国公務員に対し、当該公務員がその職務に関連する行為または国際的なビジネスや取引に関連する行為を遂行、怠り、または遅らせることと引き換えに、金銭、金銭的価値のある物、または利益もしくは公益性を提供、オファーまたは約束する可能性。」

前述の定義の目的のため、1778 年法律第 2 条第 1 項により、外国公務員は次のとおり定義される。

「任命されたか選出されたかを問わず、国家、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域において立法、行政または司法の役職に就いている人物。外国公務員とは、公的機関、国有企業、または意思決定権が国、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域の意志に従う団体の内部を問わず、国、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域のために公的機能を遂行する人物ともみなす。国際公的機関の職員又は代理人も、前記の地位を有するものとみなす。」

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



従い、前述の法規および CE11 で制定されたガイドラインに準拠して、AUTOMOTORES TOYOTA COLOMBIA S.A.S. (以下「ATC」または「当社」)は、本 BTEP を策定した。

## 2. 一般目的

ATC は、外国贈賄に関するリスクを特定、検出、防止、管理及び軽減のための能力を備え、倫理的、透明、誠実な方法を用いた事業遂行へのコミットメントを再徹底する。

従い、ATC は、当社が直面するさまざまな TB リスクを軽減するために必要なポリシーと手順を開発、実装し、継続的に評価を行う。

## 3. 具体目的

- ATC は、コンプライアンスオフィサーを通じて、企業目的、地域範囲、および会社の事業のその他の特定の特徴に従って計画されたBTEPポリシーの遂行を保証する。
- ATC は、BTEPの手順を保証するために必要な技術的、人的および物理的リソースを提供し、法律および BTEP のガイドラインの遵守を確保する株主、取締役会、監査人、コンプライアンス担当者によって発行された要件および推奨事項に則る。
- ATC は、すべての従業員、管理者、従業員、請負業者に BTEPに準拠するよう指導し、国境を越えた贈収賄疑惑を機密かつ安全な方法で特定し報告するために必要なツールを確実に備えられるようにするため、トレーニングプログラムをデザインおよび実施する。
- ATC は、国際的な贈収賄を防止するために請負業者と明示的なコミットメントを交わす。この約束は、それぞれの契約書または添付文書に含まれ、請負業者が ATC によって実行されるデューディリジェンス手順およびリスト協議を承認し、リソースが違法行為に使用されないことを明示的に表明する内容を含む。

## 4. BTEP 作成手順

以下に、TB リスクを特定、検出、防止、管理、軽減するために、コンプライアンスポリシーを運用することを目的とした手順を記載する。

## 5. 計画及び承認

本 TBEP は、TB リスク (CP-MZ-04 リスクマトリックス) の包括的な評価に基づいて作成されたものである。).

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



分析の結果から、ATC は国際貿易業務が TB リスクの影響を受ける可能性があることを認識しており、このため、このドキュメントと組織のマトリックスでは国際貿易プロセスに特に重点を置く。

## 6. 国際贈賄リスクの特定、診断、評価

当社が直面する可能性のあるさまざまな TB リスクを特定し、対策を確立するため。当社のさまざまな部門は、TB リスクに関するリスクの特定、評価、管理の有効性を評価し、確保することを目的とした診断アンケート（添付 1）を行った。アンケートの目的は、リスクマトリックスのリスクが適切に評価されているかどうか、また業務に影響を及ぼす可能性のある追加要因があるかどうかを判断することであった。さらに、CP-MZ-04 リスクマトリックスで確立されたパラメータを考慮して、軽減措置と腐敗防止ポリシーが有効であることを確認する目的で、チームの TB に対する潜在的なリスク調査を行った。

洗い出されたすべての TB リスクは CP-MZ-04 リスクマトリックスに記録された。

## 7. 国際贈賄リスク防止のための方針

### a. 贈り物や特典の提供

いずれかの手続きを迅速化するため、または特定の決定を得るために、外国公務員、請負業者（CE11 定義）または第三者に、金銭または現物を問わず、贈り物、寄付、チップ、賞品、招待、割引、融資、またはあらゆる種類の報酬、インセンティブ、または利益を提供することは、賄賂の一種とみなされ、本 TBEP に違反する。 参照: *CP-G-02 贈答品および接待ガイドライン*。

ATC の従業員は、社内で定められた承認要件、特に *CP-G-02 贈答品および接待ガイドライン* に定められた要件に従わずに、会社のリソースを贈答品または特典の提供に使用することは認められない。

### b. 従業員、関係者、請負業者への報酬およびコミッションの支払い

ATC は、従業員、関係者、および請負業者（CE11 定義）に対して、契約または商業契約に関連するもの、および実行された作業または提供されたサービスに対する報酬以外の概念または金額について支払いが行われないことを保証する。

好意や例外の履行、または明示的に合意されていない特権、利点、利益の付与に対して、いかなる種類の報酬も提供することは禁止する。

ATC は、あらゆる形態の贈収賄や取引上の不正行為、特に国際的なビジネスや取引において、請負業者を利用して外国公務員に贈収賄関連の支払い及びその隠蔽を禁止する。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



ATC は、すべての第三者と交渉し、請負業者と締結する契約には、第三者、その親会社、支店、パートナー、取締役、または従業員が贈り物を提供または受取り、公務員に対して不当な影響力を行使したり、代表者または取締役が何らかの刑事訴訟で管轄当局から有罪判決を受けた場合に、請負業者に補償することなく一方的に契約を解除できる権限を含む。

c. エンターテインメント、食費、宿泊費、出張活動に関する費用。

コロンビア国外での出張または活動に対する前払い金の支払いおよび処理手続きには、食費、宿泊費、交通費、その他の費用に関する証憑を適切に添付する。ATC の従業員は、前払い金に対して発生した費用の請求書または商標を提出する必要があり、出張または活動中に使用されなかつた金額があれば返還する必要がある。

ATC が職務遂行のために従業員に付与した金額、チケット、バウチャーまたは特典を第三者に提供または譲渡することは禁止する。いずれの場合も、ATC 従業員は、会社が制定した *SA-PL-01 出張ポリシー* との修正に従う必要があり、また *CP-G-02 贈答品および接待ガイドライン* および *CP-PL-03 贈答品および接待ポリシー* に定められたガイドラインも該当する。

d. あらゆる種類の政治献金

ATC の従業員または請負業者には、ATC に代わってコロンビアおよび/または海外の政党、運動、キャンペーン、または人物に寄付または寄贈を行う権限はない。また、政治活動を実行または支援するために、会社の物理的リソース(文房具、コピー機、電話、電子メール、会議室、オフィス、ソフトウェア ライセンスなど)や予算リソース、勤務時間を使用することは許されない。

ATC は、贈収賄や汚職行為と見られる状況が生じた場合、たとえそれが意図されたものではなく、会社の経営機関によって正式に承認されたものであることが明らかであるとしても、いかなる種類の政治献金や寄付を行わない。

## 8. ATC メンバーの責任と役割

a. 取締役会

取締役会とそのメンバーは、CE11 第5.1.5.1項に定められた機能を持つ。特に、不正行為の有効な防止と軽減を目的とした行動の計画、構造化、実施、実行、検証に関する指示を含むコンプライアンス ポリシーを確立および定義する責任を負う。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				

### b. 法定代理人

法定代理人は、CE11第5.1.5.2項に定められた機能を持つ。具体的には、BTEP提案をコンプライアンス担当者に提出し、取締役会または最高企業組織の承認を得る責任を負う。

### c. コンプライアンスオフィサー

- (i) コンプライアンスオフィサーは、CE11第5.1.5.3.2項に定められた機能を有する。特に、BTEPの指導と管理を担う。BTEP提案書を法定代理人に提出し、取締役会または最高法人組織の承認を得る。
- (ii) コンプライアンスオフィサーのプロフィール: ATC は、コンプライアンスオフィサーのプロフィールを、CE11第5.1.5.3.1項に定められたすべての要件を満たす人物と定義する。
- (iii) 不適合性および資格喪失: a) 会計監査人、会計士、内部監査人または外部監査人に任命されている、またはその職務を遂行している、あるいは ATC の法定代理人である。b) 税務監査人、会計士、内部監査人または外部監査人、あるいは ATC の法定代理人と 4 親等内の血族関係、2 親等内の姻族関係、1 親等内の民事上の親族関係にあるか、婚姻関係または永続的な結合関係にある人。c) SAGRILAFT(マネーロンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散防止のための自主管理と包括的なリスク管理システム)の導入が必要な 10 社以上の企業でコンプライアンス担当者として活動する。
- (iv) コンプライアンスオフィサーの利益相反管理。倫理及び行動規範(CP-PL-05)の規定に従って実行する。
- (v) コンプライアンスオフィサーの機能は、CE11第5.1.5.3.2項に定められる。

### d. 監査役

監査役は、CE11第 5.1.5.4 項で定められた機能を有する。特に、職務の過程で汚職やTB行為に気付いた場合は、管轄当局に報告を行う義務がある。

### e. 全従業員

当社の全従業員は、BTEP内で以下の職務を果たす。

- 本BTEPで定められたポリシーを厳格に遵守する事。
- BTEPに関する異常、逸脱、または欠陥を報告する事。
- 国際贈収賄リスク防止トレーニングプログラムに積極的に参加する事。
- 自動車の輸入およびマーケティング活動に関連して、組織がさらされる TBリスクの軽減に積極的に貢献する事。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



- TBリスクの軽減に貢献するため、割り当てられた活動において誠実、適時、勤勉、かつ効果的に行動する事。
- 請負業者または他の人との関係において、最終的に異常または疑わしい操作とみなされる可能性のある事実または異常が発生した場合、または警告の兆候が現れた場合は、直ちに上司とコンプライアンスオフィサーまたはその代理人に報告する事。
- 請負業者が提供する情報の完全かつ適切な検証を確實に行う事。
- 該当する手順に従って、汚職行為およびTBを社内および社外に報告する義務。

従業員全般の責任と機能に加えて、STリスクに直接さらされる従業員として特定された従業員は、組織のリスクマトリックスに規定されていないリスク、実装可能な制御、またはPTEEの継続的な改善に必要であると考えられる対策を特定した場合、コンプライアンス担当者に組織のリスクマトリックスの更新を依頼する必要があります。

## 9. 国際贈賄リスク管理および監督手順

### a. デューディリジェンスプロセス

ATCコンプライアンスオフィサーは、会社が契約または商業関係を維持している請負業者の法律、会計、財務、評判の質について定期的なレビューが実施されることを見守る。また、あらゆる階層の外国公務員との関係も同様である。

従い、ATCは、請負業者に影響を与えた、または影響を与える可能性のある管理上の、刑事、または懲戒問題における商業、評判、および懲戒の背景に関する情報を収集するために必要な人的および技術的リソースをコンプライアンスオフィサーに提供する。

以上は、請負業者への比較的高い報酬の支払いが外国公務員への間接的な賄賂の支払いを隠蔽する可能性を排除する為、判断に十分な証拠を得るために行う。

ATCは、コンプライアンスオフィサーまたは取締役が確立したデューディリジェンスプロセスに従って実施されたすべての検索、レポート、またはブリーフィングのデジタル記録を保管する。

全ての場合に於いて、担当のATC従業員、または第三者採用プロセスを実行するためにATCが指定した第三者は、ATCがこの目的のために契約したプラットフォームを使用して、C/TB制限リスト内のデータの検証を行う。

### b. コミュニケーションとトレーニング

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				

TB およびその他の不正行為を効果的に防止するため、コンプライアンスオフィサーは、ATC およびそのコンプライアンスオフィサーが考慮する従業員およびその他の利害関係者を対象に、TB リスクの特定、防止、警告、および軽減に必要な知識を伝える年次トレーニングプログラムの作成および実施を担う。

同様に、コンプライアンスオフィサーは、さまざまな ATC 請負業者に TB リスクの防止に関する会社のポリシー、コミットメント、要件を通知して実施するためのコミュニケーション戦略を考案する。

ATC の従業員および関係者に宛てたコミュニケーションは、汚職および TB の防止に関する管理者の義務を明示的かつ明確に反映する。同様に、そのような通信では、財務管理、贈答品や寄付の配達、汚職や TS 活動に関する機密報告を受け取るための効果的なチャネルの作成、BTEP に違反した従業員や管理者への制裁に関する情報などに関する ATC のポリシーを開示するための手順を開示する。

コミュニケーション戦略は、スペイン語が公用語ではない国では、ATC が直接的または間接的に運営するさまざまな言語で行う。

### c. 通報方法

ATC は、コンプライアンスオフィサーおよび監査管理部門と連携して匿名の報告ラインを導入し、従業員、請負業者、その他の第三者が TB に関連するあらゆる行動、活動、または疑わしい活動の報告を Toyota integrity channel を通じて可能にしている。

ATC は、内部告発者の身元が完全に秘密に保たれ、法律または本 BTEP の違反を報告したことでの報復が行われないことを保証する。いずれの場合も、CP-PL-02 報復禁止ポリシーに定められたガイドラインに従う。

通報ラインとプロセスは、(CP-SOP-01) ATC Integrity Chanel 対応プロトコールおよび (CP-G-04) Integrity Channel の使用に関するガイドラインに規定されている内容に準拠しており、レポートはウェブサイト <https://www.canaldeintegridadtoyotacolombia.com/> で行うことも可能である。

#### どのようなメカニズムなのか？

EY は、通報報告された内容を、内容の種類と関係者に応じて Confidential に受け取り、記録し、分類します。その後、トヨタインテグリティコミッティーのメンバーに共有し、評価されます。

告発は匿名で行うことも可能で、提供された連絡先情報は、事前の許可なしに会社と共有されることはありません。



お電話

EYのプロが対応（月曜～金曜、8:00～18:30）

018000-930981



メールでのお問い合わせ

[reporter@canaldeintegridadtoyotacolombia.com](mailto:reporter@canaldeintegridadtoyotacolombia.com)



ボイスメッセージ

365日24時間受付可能

018000-930981

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				



担当者とのアボを取得する  
6014847000



EYのオフィスを訪問  
• Carrera 11 #98-07 Piso 5

### a. 法人監督局への国際贈収賄及び透明性監督局への贈収賄の通報

ATC すべての従業員は、通報ラインを認識し、必要に応じて使用すること。

(i) 国際贈収賄:

[https://www.supersociedades.gov.co/delegatura\\_aec/Paginas/Canal-deDenuncias-Soborno-Internacional.aspx](https://www.supersociedades.gov.co/delegatura_aec/Paginas/Canal-deDenuncias-Soborno-Internacional.aspx)

<https://www.supersociedades.gov.co/es/web/asuntos-economicos-societarios/denuncias-soborno-transnacional>

(ii) 贈収賄:

<https://www.secretariatransparencia.gov.co/observatorio-anticorrucion/portal-anticorrucion>

### b. TS リスクの識別

1. カントリーリスク: TS リスクの場合、独立した効率的な司法行政が欠如していること、汚職行為で問責される公務員の数が多いこと、汚職と闘うための効果的な規制が欠如していること、公共調達と国際投資に関する透明な政策が欠如していることなど、汚職のレベルが高いと認識されている国を指す。

一部の国では、腐敗認識指数は地域によって異なる。地域間の経済発展レベルの違い、各国の政治・行政構造、特定の地域における効果的な国家の存在の欠如などが原因である。

また、国税関税局(DIAN)の分類によりタックスヘブンとみなされる国にある子会社を通じて事業を運営する場合にもリスクが存在する。ATC が活動している国々におけるリスクの特定にあたっては、(a) 物流および輸入分野から提供された情報に基づく、その年の過去 12か月間に行われた輸入の詳細(添付 2)、および (b) 透明性指数による当該管轄区域の特定が考慮される。後者に関しては、アルゼンチンとブラジルの汚職指数は同報告書で 37~36 の範囲にあるが、両国は汚職指数が最も低い国の一つである日本の親会社の方針に基づいて報告を行っており、両国に所在する企業は汚職に関するリスクを特定するための方針を有する。

日本の腐敗指数は 73、欧州は 65 となっている。さらに、トヨタ自動車株式会社と世界中の子会社は、2024 年中に ABAC(腐敗防止および贈収賄防止)基準への準拠を強化する一連のコンプライアンスポリシーを策定した

。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				

2. 経済セクターのリスク: OECD の 2014 年レポートに基づき、C/TS リスクが高い経済セクターが存在する。同レポートには、賄賂の 19%は鉱業およびエネルギー部門、19%は公共サービス、15%はインフラプロジェクト、8%は製薬および健康部門に関連していたとされている。さらに、腐敗行為の多発が懸念される国や、特定の状況下において、当社、当社の従業員、取締役、関係者、またはその請負業者と外国公務員または国家公務員との交流が頻繁にある場合、リスクの度合いが高まる。また、OECD は経済活動の発展のために現地の規制が多数の許可、ライセンス、その他の規制要件を必要とする場合、特定の手続きを迅速化する目的で汚職行為も増加するとしている。同報告書のパラメータに従うと、輸送および保管部門では 15% のリスク、卸売および小売業部門では 4% <sup>注①</sup>のリスクで ATC がこのリスクに関連付けられるため、請負業者のトレーニングにこのリスクを軽減するための義務と対策を含めることが決定された。
3. 第三者リスク: 前述の OECD レポートにより、汚職事件の 71% に請負業者や子会社などの第三者の関与が関与している。複数の外国当局は、最も頻繁な汚職事件は高額請負業者の関与を伴うものであり、正当な目的を特定することが困難であり、市場価格での執行が評価されていないと指摘している。地元の慣習や規制に従って国際的なビジネスや取引を行うために仲介業者が必要とする国では、リスクが増大する。その結果、他国の当局は、国際的または地域的な事業や取引の文脈において、企業が請負業者と共同事業や合弁事業の契約に参加する事、請負業者が特定の国の政府高官と密接な関係を持つこと場合にリスクが高いとみなす。ATC は、契約関係が確立される顧客および取引相手の特定をサポートするデューディリジェンス措置を確立した。バインディングリストを検証するための技術プラットフォームを使用し識別すること。

## 10. 警告のサイン

ATC の従業員および社員はリスクを軽減するために、通常の業務の過程で CE11 第 5.4 項に規定されている警告のサインに注意を払う必要があるか、記載のものに限らず不審もしくは異常があると考えられる場合は上司に報告を行う。[\(https://www.supersociedades.gov.co/documents/80312/6646217/Circular-Externa-100-000011-de-09-08-2021.pdf\)](https://www.supersociedades.gov.co/documents/80312/6646217/Circular-Externa-100-000011-de-09-08-2021.pdf)

- A. 会計記録、業務、または財務諸表の分析では、
- 虚偽と思われる請求書、取引の実態を反映していない請求書、高額または低額の請求書、および/または過度の割引や返金が含まれている請求書。
  - 契約条件が非常に複雑であるか理解できない事さえある海外事業。
  - タックスヘブンとみなされる国への、またはタックスヘブンとみなされる国からの資金の移動。
  - 論理的、経済的、または実際的な説明がない取引。
  - 通常の業務の範囲外にある業務、またはサービス提供者の経済活動に関連しない業務。
  - 当事者の身元または資金の出所が明らかでない取引、または明らかであってもなりすましの疑いがある取引。
  - 財務諸表に含まれるが、実質的な価値がない、または存在しない資産または権利。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				

B. 企業構造または企業目的において:

1. 明らかな商業的、法的、または税務上の利益のない複雑な国内または国際的な法的構造、または特に海外またはタックスヘブンに所在する場合の商業目的のない法人の所有および管理。
2. 国内信託、外国信託、または非営利財団を含む構造の法人。
3. 「オフショア事業体」または「オフショア銀行口座」構造の法人。
4. 2019年法律1955号に基づいて事業を営んでいない企業、またはその事業運営上、「ペーパー」エンティティとみなされる可能性のある企業、つまり、商業目的を合理的に定めていない企業。
5. DIANによって架空サプライヤーと判断された企業。
6. 最終受益者が特定されておらず、報告されない理由も報告されていない法人(法人監督局の法的通達第X章で定義されている)。

C. 取引や契約の分析において

1. コンサルティング契約や仲介契約、ジョイントベンチャーを頻繁に利用する。
2. 合法的な印象を与えるが、正確な契約上の義務や責任を反映していない請負業者または政府機関との契約。
3. 単一の顧客にサービスを提供する請負業者との契約。
4. 請負業者または政府機関との契約における異常な損失または利益、あるいは商業上の正当性のない重大な変更。
5. 合理的でない変動報酬を含む契約、または現金、仮想資産(法人監督局の法的通達第X章で定義されている)。現物、または貴石、金、その他の貴金属を使用した支払いを含む契約。
6. 政治的露出人物(PEP)またはPEPに近い人物への支払い。
7. 明確な正当性がなく、支払われるサービスに対する明確な成果物がない関連当事者(パートナー、従業員、子会社、支店など)への支払い。

## 11. コンプライアンス監査

CP-MZ-04 リスクマトリックスの対策欄の規定および会計慣行に従い、各リスクには、商業法第207条および適用可能な会計基準の定めに基づき、ATCの会計監査人が会計の正確性を検証し、ATCとその他の会社間で発生する金銭またはその他の資産の移転において、賄賂、贈り物、キックバック、またはその他の不正行為に関連する直接的または間接的な支払いが隠蔽されていないことを確認する。

## 12. 制裁体制

国際賄賂の贈賄または同行為の許可は不誠実な行為とみなし、重大な違反行為と判断され、法律およびATCの内部就業規則に示されているとおりATCによって禁止されており、処罰の対象となる。.

各従業員はコンプライアンス担当者に報告を行い、コンプライアンス担当者は ATC 従業員および請負業者の責任を損なう可能性のある違反があれば法定代理人および社長に報告する。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文章]				

状況の重大性を考慮し、社内で責任の程度と適切な懲戒処分または制裁を決定するための懲戒手続きを開始します。いずれの場合も、BTEP の規定に違反した場合は、社内就業規則に定められた重大な違反行為とみなされ、定められた制裁の対象となる

### 13. レビュー、フォローアップ及びモニタリング

国際貿易における贈収賄およびその他の腐敗行為の活動、運営または方法の性質が変化することを考慮し、ATC はコンプライアンス担当者を通じて、BTEP で確立された国際贈収賄のリスク防止に関するポリシーと手順の有効性を定期的に見直す。

従い、本ポリシーとプロセスは、毎年、必要に応じて、または ATC 管理機関のいずれかによって要求された場合に監視およびレビューを行う。

上記の監視の結果は、BTEP のポリシーとプロセスを変更する必要の有無を判断し、常に最新の状態に保つ為、社長に報告を行う。

### 14. アーカイブおよび保存手順

ATC が関与する国際ビジネスまたは取引に関する文書のアーカイブおよび保存手順は管理部門によって決定され、ATC の文書保存表に準拠する

### 15. BTEP の翻訳

本 BTEP は、取締役会の承認後、義務事業体が国際ビジネスまたは取引を行っている国のスペイン語以外の公用語に翻訳する。

### 16. その他のポリシーと手順

TS および汚職リスクの管理は、ほん BTEP の内容に加え、CP-PL-05 倫理および行動規範、CP-PL-01 ビジネス倫理および腐敗防止方針、CP-P-01 詐欺、汚職および、または贈収賄の事象に対する手順、CP-SOP-01 ATC Integrity Channel 対応プロトコール、および CP-G-04 Integrity Channel の使用に関するガイドラインにも記載する。

本BTEPが公的職員との関係に関するすべての課題を網羅しているわけではないという事実を損なうことなく、ATC 事業に影響を与える可能性のあるポリシーを確認する目的で、ATCは元公務員の雇用に関する

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文書]				

る ガイドライン CP-G-03 及び、公務員との関係に関するガイドライン CP-G-01 を合わせて管理する。これらのガイドラインは、前述の活動における倫理に関するさまざまな側面を網羅することを目的とする。

ATC は、必要に応じて本BTEPを変更する権利を保有する。

## 17. 関連文書

- CP-PL-05 倫理及び行動規範
- CP-PL-01 ビジネス倫理および腐敗防止方針
- CP-P-01 詐欺、汚職および、または贈収賄の事象に対する手順
- CP-SOP-01 ATC Integrity Channel 対応プロトコール
- CP-G-04 Integrity Channel の使用に関するガイドライン
- CP-G-02 贈答品および接待ガイドライン
- CP-PL-03 贈答品および接待ポリシー
- CP-MZ-04 リスクマトリックス
- CP-PL-02 報復禁止ポリシー
- CP-G-03 元公務員の雇用に関する ガイドライン
- CP-G-01 公務員との関係に関するガイドライン

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



## 18. 添付物

### 添付①

#### 診断質問票

本アンケートの目的は、既存のマトリックスで特定された国際贈収賄リスク事象のそれぞれの影響と脆弱性のレベルを測定し、ATC 従業員が他のリスクを認識または特定しているかどうかを検証することです。

ATC が国際貿易業務を展開していることを考慮し、日本、アルゼンチン、ヨーロッパ、ブラジルを含むがこれらに限定されない、異なる原産地からの商品や製品の購入など、公法または私法に基づく外国の自然人または法人との、直接または仲介者または請負業者を介した、国際的なビジネスまたは取引に関し、次の質問にお答えください。

- ① ATCの運用において、CP-MZ-04 リスクマトリックス内の「国際的な贈収賄および汚職」に含まれるリスクを特定していますか？  
回答が「はい」の場合、あなたの知識に基づくこれらのリスクの評価が適切であるかどうか、または調整が必要と考えますか？
- ② 同マトリックスに記載すべき追加のリスク要因を特定していますか？
- ③ あなたのチームの誰かが国際贈収賄のリスクに直接さらされていると考えますか？
- ④ 他に追加したいことはありますか？

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文章]		



## 国際贈収賄防止プログラム

### 国際贈収賄とは？

法人が直接的または間接的に、外国公務員に対し、当該公務員がその職務に関連する行為または国際的なビジネスや取引に関連する行為を遂行、怠り、または遅らせることと引き換えに、金銭、金銭的価値のある物、または利益もしくは公益性を提供、オファーまたは約束すること。

### 外国公務員とは？

任命されたか選出されたかを問わず、国家、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域において立法、行政または司法の役職に就いている人物。外国公務員とは、公的機関、国有企業、または意思決定権が国、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域の意志に従う団体の内部を問わず、国、その政治的区分または地方自治体、あるいは外国の管轄区域のために公的機能を遂行する人物ともみなす。国際公的機関の職員又は代理人も、前記の地位を有するものとみなす。

ビジネス透明性及び企業論理プログラム			 <b>TOYOTA</b>	
リスクマネジメント及びコンプライアンス				
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024		
[管理文書]				

## 添付 ②

2023年の各原産地のFOB価格(米ドル)別の割合と参加値:

自動車		原産国	FOB 価格 (USD)	% FOB (USD)
サプライヤー				
TOYOTA DE ARGENTINA	アルゼンチン	311.752.478,42	43,86%	
TOYOTA DO BRASIL	ブラジル	185.107.557,74	26,05%	
MITSUI & CO., LTD.	日本	164.903.379,00	23,20%	
TOYOTA MOTOR EUROPE NV/SA	フランス	48.429.601,62	6,81%	
	TMS	525.525,00	0,07%	
2023 年合計		710.718.541,78	100,00%	

スペアパーツ		原産国	FOB 価格 (USD)	% FOB (USD)
サプライヤー				
MITSUI & CO., LTD.	日本	17.283.495,82	69,82%	
TOYOTA DO BRASIL	ブラジル	3.929.059,32	15,87%	
TOYOTA DE ARGENTINA	アルゼンチン	3.190.877,85	12,89%	
PIONEER INTERNATIONAL	パナマ	317.408,47	1,28%	
DENSO PRODUCTS AND SERVICES	アメリカ合衆国	34.544,50	0,14%	
2023 年合計		24.755.385,96	100,00%	

ビジネス透明性及び企業論理プログラム		
リスクマネジメント及びコンプライアンス		
コード: CP-PR-01	バージョン: 4	日付: 26/11/2024
[管理文書]		

## 19. 文書変更管理

バージョン	日付	変更内容
01	2017/3/22	文書作成
02	2020/2/8	文書更新
03	2022/2/4	文書更新
04	2024/11/26	文書更新
05		

作成	リバイス	承認
(署名)	(署名)	(署名)
氏名: Viviana Quintero	氏名: Julio Calderón	氏名:
肩書: コンプライアンス コーディネーター	肩書: コンプライアンス オフィサー	肩書: 取締役会

17/17

250423-001

当翻訳は、 {ATC} ビジネス透明性及び企業論理プログラム（バージョン4）の忠実な翻訳であることを証明します。

2025年4月23日

